

配達途中に 空中から落下物が！

法律で解決！

中小企業トラブルは怖くない！

監修 宮下正彦 弁護士

事例

井口さんのお店はサンドイッチに定評があり、地元の企業の会食などでたびたび注文があります。その日もある企業にケータリングしようと思った井口さんでしたが、信号待ちをしていたとき、突然空から鉄板が落下。幸い運転席の井口さんは無事でしたが、商品と車体後部は完全に破損。顧客にも迷惑をかけ、困った井口さんは宮下弁護士を訪ねました。

宮下 とんだ災難でしたが、井口さんがご無事だったのは何よりでしたね。

井口 おかげさまで。ただ、破損した車体と商品の弁償の問題もありますし、それから、お客様にも大変迷惑をおかけしてしまつたことも、とても気になっています。一体誰に、どうすればよいのか…。

宮下 まずお聞きしたいのですが、鉄板が落下したのは故意に作業員が落としたものではなく、事故によるものでしょうか。

井口 はい、そう聞いています。アルバイトの作業員だったので、生活費を稼がなければならぬ学生だったので。当日熱があるのに現場に出ていたそうで、おそらく熱のせいで足下がふらついてしまつたのではないかと思います。そうすると、この作業員を追究するのはかわいそうな気がします。

宮下 鉄板が落下しないようにするために、ビルの壁面に沿ってネットなどは張られていなかったのでしょうか。

井口 その点確認していませんでしたが、ビルの建設会社からはしかるべき賠償をしたいという連絡はもらっています。

宮下 お客様への配達はどうされたのですか。

井口 その日は社長就任の祝賀会だったので。早朝から準備をしなければ間に合わないほどの注文量だったので、従業員総出で第二弾を作り、何とか再配達にこぎつきました。しかし、予定していた時間よりかなり

遅れてしまい、先方には大変迷惑をかけた。いつもお世話になっており、今回のことも「井口さんにケガがなくて何よりだった」と言ってくれたのですが、申し訳ない思いでいっぱいです。

責任の所在を明らかにしよう

宮下 そうですか。今回は幸い惨事にまでは至りませんでした。このような事故が発生することによって、利害関係が複雑化する場合、責任の所在をどこに求めるかではしばしばトラブルになることがあります。

井口 例えばどんな風に話がつれやすいのですか。

宮下 井口さんがお客様の会社から賠償請求されたり、また、その会社がビル建設会社やアルバイト作業員を訴えたりすることも、ないとは言えません。

井口 私が賠償を求められるのは何となくイメージできるのですが、対象を建設会社や作業員にまで広げるのは、なんだか感覚的には遠い気がします。

宮下 そうですね。実際には、井口さんに商品を発注した相手企業は事故の直接の被害者ではなく、その被害は「間接損害」と呼ばれるものであり、建設会社及び作業員に直接賠償責任を求めることは難しいかもしれません。

井口 しかし、実際に商品到着が遅れてしまったわけですし、私がお客様に賠償責任を負うのでしょうか。

宮下 今回は、再配達も受け入れてもらっていますし、相手企業も井口さんのことを心配してくださっているくらいですから、あまり深く考える必要はないと思います。あくまで可能性として例を挙げましたが、社会通念上も、事故に遭った本人を訴えるというのは考えにくいことですし、法的にも、相手企業が被った損害が、具体的にはよく分かりません。まあ、今後も注文いただけるよう、気遣いを欠かさないと程度かと思えます。

井口 わかりました。では、建設会社とはどのように話し合いを行えばよいのか、教えてください。

宮下 まず、井口さんの立場として、アルバイト従業員には「不法行為責任」、それから建設会社には「使用者責任」及び「工作物責任」に基づいて、損害賠償を請求できます。

井口 それぞれどのようなものですか。

宮下 不法行為責任はご存知でしょう。故意又は過失によって他人の権利を侵害した者は、損害賠償責任を負う（民法第七〇九条）というものです。

井口 この場合、アルバイト作業員は故意に鉄板を落としたわけではなく、うっかり落としたのだから過失ですね。

宮下 しかし、一つ間違えれば、井口さんはお亡くなりになっていたのですよ。このアルバイト作業員は、体調が悪い分より注意深く作業することや、あるいは危険な作業を避けることで本件事故を回避できたのであり、それを怠ったことが、不法行為責任における「過失」に該当することは当然です。

井口 なるほど。精神的疾患がある場合に、こういう責任が否定されるという話を聞いたこと